

## 天野和夫賞

# 『天野和夫賞』

## 第4回受賞者および選考理由

### 1. 『天野和夫賞』の趣旨

本賞は、法哲学者として著名な立命館大学元総長・学長の故天野和夫先生のご令室・天野芳子様のご寄付に基づき、立命館大学大学院法学研究科において優れた研究成果ないし優れた成績を得たと認められる大学院学生および修了生、ならびに法の基礎理論の発展に多大な寄与をしたと認められる、主として若手の研究者を表彰し、その業績を顕彰することを目的とする。

### 2. 本賞の区分

- (1) 天野和夫研究奨励金規程（以下、規程）第3条1項1号の該当者  
「卓越した研究成果をもって本学大学院法学研究科において課程博士の学位を取得した者」
- (2) 規程第3条1項2号の該当者  
「特に優れた成績をもって本学大学院法学研究科において修士の学位を取得した者」
- (3) 規程第3条2項の該当者  
「法の基礎理論研究において優れた研究をもって学界に貢献した者」

### 3. 第4回天野和夫賞選考の経過

2006年度については、規程第6条に基づき、吉村良一・本学法学部教授（法学研究科長）を委員長とし、田中成明・関西学院大学大学院司法研究科教授（法哲学専攻）、大平祐一・本学法学部教授（日本法制史専攻）、長澤克重・本学教学部副部長、平野仁彦・本学法学部教授（法哲学専攻）、

渡辺千原・本学法学部教授(法社会学専攻)を委員として天野和夫賞選考委員会が組織された。選考委員会は、2006年8月2日に開催され、選考の結果、以下のように決定した。

#### 4. 第4回天野和夫賞受賞者とその選考理由

##### (1) 規程第3条1項1号該当者

土岐孝宏氏

最終学歴：2006年3月 立命館大学大学院法学研究科民事法専攻博士  
後期課程修了

専攻分野：商法

学 位：博士(法学) 立命館大学

博士論文：「損害保険契約における『利得禁止原則』否定論」

##### 【選考理由】

損害保険契約において、現実の損害額を超える保険金額の支払いを禁ずる「利得禁止原則」が不文の強行法規とされてきたが、博士論文で土岐氏は、果たしてこの原則が、法規範として具体的に妥当し適用される法原則といえるのか、という疑問を提示し、わが国の伝統的学説が影響を受けてきたとされるドイツ法を中心とした比較法研究を行い、その上で、わが国の商法631条(超過保険に関する規定)についての新しい解釈論を提起している。損害保険契約における「利得禁止原則」とともにその損害填補契約性の意味を考え直そうとする意欲のかつ野心的な試みであり、学界に対する貢献も大きく、今後の展開も大いに期待される。以上の点から、土岐氏は、天野賞に相応しいと判断される。

松井章浩氏

最終学歴：2006年3月 立命館大学大学院法学研究科公法専攻博士  
後期課程修了

専攻分野：国際法

学 位：博士（法学） 立命館大学

博士論文：「国際法上の執行免除規則の再検討」

【選考理由】

松井氏は、博士論文において、国家が外国の国内裁判所において同意なく被告として裁判管轄に服さないという「主権免除規則」のうち、執行免除について、国家財産の執行免除が認められる国家財産とは何か、その国際法上の根拠は何かを検討している。国際法上の主権免除に関する研究は従来から多く存在するが、それらが裁判権免除を中心とした議論であったのに対し、裁判権免除が認められない（あるいは放棄した）場合において発生する執行免除について、それを裁判権免除とは別個の問題として存在しうることに注目し、しかも、そこには、国内法とは別個の国際法上の課題があると指摘し考察を加えた点でユニークな研究である。実務的にも今後大きな意義を持ちうる研究であり、さらなる活躍が期待できる。以上の点から、松井氏は、天野賞に相応しいと判断される。

(2) 規程第3条1項2号該当者

松久和彦氏

最終学歴：2006年3月 立命館大学大学院法学研究科法学専攻博士  
前期課程修了

専攻分野：民法

学 位：修士（法学） 立命館大学

修士論文：「ドイツにおける夫婦財産制の検討

剰余共同制の限界と改正の動向」

【選考理由】

今日、共稼ぎ婚の増加をはじめとして、婚姻・夫婦形態の多様化が進行

している。このような中であって、夫婦財産制およびその清算のあり方は重要な問題である。修士論文で松久氏は、わが国に先行する社会状況の変化に対応してきたドイツの「剰余共同制」に関する議論を検討し、日本の実務の運用や立法論において得られる示唆を提示している。ドイツのこの問題に関する研究に新たな知見を加えるものであり、早期の公表論文への展開が期待できるだけでなく、博士論文への土台を築いたものとしても高く評価できる。松久氏は、現在、ドイツ・ミュンヘン大学に留学中であり、その成果を含めて、優れた博士論文への発展が期待できる。以上の点から、松久氏は、天野賞に相応しいと判断される。

(3) 規程第3条2項該当者

桑原朝子氏

最終学歴：1997年3月 東京大学法学部卒業

\*東京大学大学院法学政治学研究科助手を経て2000年10月より北海道  
大学法学研究科助教授

専門分野：日本法制史

学 位：博士（法学） 東京大学（2005年10月）

著 書：『平安朝の漢詩と「法」 文人貴族の貴族制構想の成立  
と挫折』（東京大学出版会2005年）

【選考理由】

本書は、平安前期の文人貴族に光を当て、当時の文学と「法」に表れた彼らの意識構造と、それに支えられた支配体制構想について考察し、その中に、摂関期に現実に成立した貴族制とは異なる貴族制への発展の可能性が含まれていたことを明らかにしたものである。本書では、文人貴族菅原道真の体制構想が中心に論じられており、道真が、君主と貴族および貴族間の関係、そして貴族と在地社会との関係について独自の構想を有していたことを明らかにしている。血族貴族の反撃により、道真の体制構想は挫

折し、摂関期の貴族制が成立するが、本書は、この実現しなかった構想、すなわち「現行の体制とは異なる理想の体制構想」を明らかにすることにより、現実の歴史過程を批判的に分析し、現実を実現した平安後期の日本型貴族制の特徴を浮き彫りにしている。そして、道真の構想に結実した平安期の文人貴族の意識構造は、その後の歴史の中で、支配層に反発する者や、「政治」の場から疎外された者達の抵抗の試みにエネルギーを与え続けたことを述べて、本書の結びとしている。斬新な課題設定と、漢詩を分析するという斬新な手法により、平安前期が日本歴史にもつ意味を問い直した本書は、高く評価される。本書は、理念と現実社会との関わりを考察し、否定的現実に対する批判的思考を理論的に追求された、故天野和夫先生の関心ともかかわるものであり、天野賞にふさわしい著作であると評価する。

#### 5. 『天野和夫賞』授賞式

2006年10月21日、本賞の受賞者出席のもと、吉田美喜夫・本学法学部長の司会により『天野和夫賞第4回授賞式』が開催され、長田豊臣・本学総長より賞状ならびに副賞の授与が行われ、天野芳子様よりご祝辞をいただくとともに、吉村良一・選考委員長より選考理由の報告が行われた。授賞式は、関係各位の出席を得て、晴れやかに行われた。